尾張旭市マンホール広告取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、尾張旭市下水道事業（以下「市下水道事業」という。）が所有するマンホール蓋（下水道人孔の蓋をいう。以下同じ。）への広告の掲載に関し、尾張旭市広告掲載要綱（平成１９年１０月２６日施行）及び尾張旭市広告掲載基準（平成１９年１０月２６日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（掲載対象）

第２条　広告を掲載することができるマンホール蓋は、市下水道事業が所有するマンホール蓋のうち、市長が指定するものとする。

（規格等）

第３条　マンホール蓋に掲載する広告の規格等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　形状　真円

⑵　大きさ　直径５８センチメートル

⑶　仕様　広告デザインを印刷したシートをマンホール蓋に貼付し、表面に滑り止めのエンボス仕上げを施したもの

⑷　色　フルカラー

（募集）

第４条　市長は、市の公式ウェブサイト等により、期限を定めてマンホール蓋に広告を掲載する者を募集するものとする。

（掲載申請）

第５条　マンホール蓋に広告を掲載しようとする者は、前条の規定による募集の期限までに、尾張旭市マンホール広告掲載申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　掲載を希望する広告の内容、デザイン等が分かる原稿案

⑵　法人のパンフレット等広告を掲載しようとする者が行っている事業の概要が分かるもの

⑶　広告の掲載を希望するマンホール蓋の設置場所が分かる地図等

（掲載決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請（以下「掲載申請」という。）があった場合は、その内容を審査し、尾張旭市マンホール広告掲載結果通知書（第２号様式）により、当該申請をした者に掲載の可否について、通知するものとする。

（掲載期間）

第７条　広告をマンホール蓋に掲載する期間（以下「掲載期間」という。」は、広告を掲載した日が属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日の属する月。）から起算して１年、２年、又は３年のいずれかのうち掲載申請をした者が希望した期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、掲載期間を１年未満の期間とすることができる。

（掲載期間の延長）

第８条　第６条の規定による掲載を認める決定（以下「掲載決定」という。）を受けた者は、掲載基準日から３年を超えない範囲で、１年を単位として掲載期間の延長を申請することができる。この場合において、当該掲載決定を受けた者は、尾張旭市マンホール広告掲載延長申請書（第３号様式）を掲載期間の満了する日の２月前までに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項後段の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、尾張旭市マンホール広告掲載延長承認（不承認）通知書（第４号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（掲載決定の基準）

第９条　同一のマンホール蓋に対して複数の者から掲載申請があった場合における掲載決定は、市長が抽選により選定した者を第１順位に決定する。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、掲載しようとする広告の内容に公益性があると認められる者から掲載申請があった場合には、当該者を第１順位として掲載決定をすることができる。

（デザインの提出）

第１０条　掲載決定を受けた者は、広告のデザインのデータを広告掲載担当課が指定する期日までに広告掲載担当課が指定する方法で作成し、広告掲載担当課に提出するものとする。

２　広告掲載担当課は、前項のデザインについて、掲載決定を受けた者に対し、内容の修正等を指示することができる。

（変更申請）

第１１条　掲載決定を受けた者は、当該掲載決定に係る広告の内容等を変更しようとするとき又は掲載期間を短縮しようとするときは、尾張旭市マンホール広告掲載内容等変更申請書（第５号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、尾張旭市マンホール広告掲載内容等変更承認（不承認）通知書（第６号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（掲載料等）

第１２条　掲載決定を受けた者は、市長が定める期日までに、次の各号に掲げる掲載期間の区分に応じ、当該各号に定める額の作成料及び掲載料（以下「掲載料等」という。）を納付しなければならない。

⑴　掲載期間が３年である者　作成料４万円に、掲載料１６万円を加えた額

⑵　掲載期間が２年である者　作成料４万円に、掲載料１１万円を加えた額

⑶　掲載期間が１年である者　作成料４万円に、掲載料６万円を加えた額

⑷　第６条第３項の規定により掲載期間が１年未満である者　作成料４万円に、６万円を３６５で除して得た額に掲載期間の日数を乗じて得た額（１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の掲載料を加えた額

２　延長の承認を受けた者は、市長が定める期日までに次の各号に掲げる延長の承認を受けた期間の区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。

⑴　掲載期間を１年から２年に延長された者　掲載料５万円

⑵　掲載期間を１年から３年に延長された者　掲載料１０万円

⑶　掲載期間を２年から３年に延長された者　掲載料５万円

３　前条第２項の規定による承認（広告の内容の変更に係るものに限る。）を受けた者は、市長が定める期日までに作成料６万円を納付しなければならない。

（掲載料等の還付）

第１３条　既に納付された掲載料等は、還付しない。ただし、第１５条第１項の規定により広告の掲載を一時停止された場合又は災害その他やむを得ない事由によりマンホール広告の掲載が不可能となった場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の規定により還付する掲載料等の額は、既に納付された掲載料等の額を掲載期間の日数で除して得た額に、同項ただし書に規定する事由が発生した期間の日数を乗じて得た額（１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

３　第１項ただし書の規定により掲載料等の還付を受けようとする者は、尾張旭市マンホール広告掲載料等還付申請書兼請求書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

４　市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、尾張旭市マンホール広告掲載料等還付審査結果通知書（第８号様式）により当該申請をした者に通知するものとするとともに、掲載料等を還付することを決定したときは、速やかに還付を行うものとする。

（設置及び維持管理）

第１４条　広告デザインを印刷したシート（以下「広告シート」という。）は、市長が発注し、掲載基準日の属する月の前月末日までにマンホール蓋に設置するものとする。

２　広告を掲載したマンホール蓋の維持管理は、市長が行うものとする。

３　広告シートの汚損等が生じた場合の原状回復に要する費用は、掲載決定を受けた者が負担するものとする。ただし、市の責による汚損で、かつ交換することが適当と判断された場合は、市下水道事業の費用負担にて、当該広告シートを交換するものとする。

４　広告を掲載したマンホール蓋及び広告シートの経年により生じた汚損等について、市長はその責めを負わない。

（一時停止）

第１５条　市長は、広告を掲載しているマンホール蓋について、下水道工事その他公益上必要があると認めたときは、１日を単位としてマンホール蓋への広告の掲載を一時停止することができる。この場合において、その一時停止により生じた損害について、掲載料の還付分を除き、市長はその責めを負わない。

２　市長は、前項の規定により広告の掲載を一時停止したときは、尾張旭市マンホール広告掲載一時停止通知書（第９号様式）により、掲載決定を受けた者に通知するものとする。

（掲載の取消し）

第１６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載決定を取り消すことができる。この場合において、その取消しにより生じた損害について、市長はその責めを負わない。

⑴　掲載決定を受けた者又は掲載延長の承認を受けた者が、市長が指定する期日までに掲載料等を納入しない場合

⑵　掲載決定を受けた者が、市長が指定する期日までに掲載する広告のデザインデータを提出しない場合

⑶　掲載する広告が、尾張旭市広告掲載要綱第３条第１項各号のいずれかに該当した場合

⑷　掲載決定を受けた者が、尾張旭市広告掲載要綱第１０条第１項各号のいずれかに該当した場合

⑸　災害その他やむを得ない事由によりマンホール広告の掲載が不可能となった場合

２　市長は、前項の規定により掲載決定を取り消した場合は、尾張旭市マンホール広告掲載決定取消通知書（第１０号様式）により、掲載決定を受けた者

に通知するものとする。

（撤去）

第１７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告シートを撤去するものとする。

⑴　掲載期間が満了した場合

⑵　第１３条第１項の規定により掲載決定を一時停止した場合

⑶　前条第１項の規定により掲載決定を取り消した場合

２　前項第１項各号に該当することにより撤去された広告シートは、市長が処分する。ただし、市長は、掲載決定を受けた者が希望するときは、撤去後のマンホール広告を譲渡することができる。

３　前項ただし書の場合においては、譲渡に係る費用は掲載決定を受けた者の負担とする。

（掲載決定を受けた者の責任）

第１８条　広告の内容に関する一切の責任は、掲載決定を受けた者が負うものとする。

（損害賠償請求）

第１９条　広告の内容により市に損害が生じた場合は、市長は掲載決定を受けた者に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

（広告掲載に必要な手続き）

第２０条　この要領に定める手続のほか、広告の作成その他広告掲載に必要な次に掲げる手続は、広告掲載担当課を通じて掲載決定を受けた者が手数料を負担し、行うものとする。

⑴　尾張旭市道路占用許可申請（道路法第３２条）

⑵　愛知県屋外広告物表示等許可申請（愛知県屋外広告物条例第５条第２項）

⑶　公共下水道占用許可申請（尾張旭市下水道条例第２１条）

２　前項各号の手続において許可を得られない場合は、決定を取り消すものとする。

（委任）

第２１条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

尾張旭市マンホール広告掲載申請書

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

申請者

住　所
（所在地）

氏　名
（法人名称及び代表者名）

尾張旭市マンホール広告取扱要領第５条の規定により、下記のとおりマンホール蓋への広告の掲載を申請します。

記

広　告　内　容		
掲載希望場所		
掲載希望期間	年　　月　　日から＿＿年間　　※年単位、最大３年間	
同　　意　　欄	□市長が、市税、下水道使用料、水道料金、その他の本市の料金等の納付状況に関する情報を取得することに同意します。 □尾張旭市マンホール広告取扱要領及び尾張旭市広告掲載要綱等の内容を全て確認し、その内容に従うことに同意します。	
担当者連絡先	担当者（部署・氏名）	
	電　話	
	ＦＡＸ	
	Ｅメール	
添付資料　（１）広告の内容、デザイン等が分かる原稿案 （２）法人のパンフレット等事業の概要が分かるもの （３）掲載を希望する場所が分かる地図等		

第２号様式（第６条関係）

尾張旭市マンホール広告掲載結果通知書

第　　号
年　　月　　日

様

尾張旭市長

　　年　　月　　日付けで申請のあったマンホール広告の掲載について、尾張旭市マンホール広告取扱要領第６条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　決　定　区　分　　□　掲載する
□　掲載しない
理由

２　掲　載　場　所

３　掲　載　期　間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日

４　デザインデータ提出期限　　年　　月　　日

５　広　告　作　成　料　　金　　円

６　広　告　掲　載　料　　金　　円

７　納　付　期　限　　年　　月　　日

８　そ　　の　　他

第３号様式（第８条関係）

尾張旭市マンホール広告掲載延長申請書

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

申請者

住　所
（所在地）

氏　名
（法人名称及び代表者名）

尾張旭市マンホール広告取扱要領第８条第１項の規定により、下記のとおりマンホール蓋への広告掲載期間の延長を申請します。

記

掲載場所		
掲載期間	変更前	年　月　日　から　年　月　日
	変更後	年　月　日　から　年　月　日
変更理由		
備　　考		

第４号様式（第８条関係）

尾張旭市マンホール広告掲載延長承認（不承認）通知書

第　　号
年　月　日

様

尾張旭市長

年　月　日付けで申請のあったマンホール広告掲載期間の延長について、尾張旭市マンホール広告取扱要領第８条第２項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　決　定　区　分　　□　掲載期間を延長する
□　掲載期間を延長しない
理由

２　掲　載　場　所

３　変更後掲載期間　　年　月　日から　年　月　日

４　追加広告掲載料　　金　　円

５　納　付　期　限　　年　月　日

６　そ　の　他

第５号様式（第１１条関係）

尾張旭市マンホール広告掲載内容等変更申請書

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

申請者

住　所
（所在地）

氏　名
（法人名称及び代表者名）

尾張旭市マンホール広告取扱要領第１１条第１項の規定により、下記のとおりマンホール蓋への広告内容等の変更を申請します。

記

広　告　内　容		
掲　載　場　所		
掲　載　期　間	年　　月　　日　　から　　年　　月　　日	
変　更　理　由		
担当者連絡先	担当者（部署・氏名）	
	電　話	
	ＦＡＸ	
	Ｅメール	
添付資料　（１）広告の内容、デザイン等が分かる原稿案		

第６号様式（第１１条関係）

尾張旭市マンホール広告掲載内容等変更承認（不承認）通知書

第　　号
年　月　日

様

尾張旭市長

年　月　日付けで申請のあったマンホール広告掲載内容等の変更について、尾張旭市マンホール広告取扱要領第１１条第２項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　決　定　区　分　　□　掲載内容等を変更する

□　掲載内容等を変更しない
理由

２　掲　載　場　所

３　変更後掲載期間　　年　月　日から　　年　月　日

４　そ　の　他

第７号様式（第１３条関係）

尾張旭市マンホール広告掲載料等還付申請書兼請求書

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

申請者

住　所
（所在地）

氏　名
（法人名称及び代表者名）

尾張旭市マンホール広告取扱要領第１３条第３項の規定により、下記のとおり広告の掲載料等の還付を請求します。

記

掲　載　箇　所	
還付請求期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　　日間）
請　求　金　額	円
還　付　理　由	
振込金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合　　本店・支店・支所 信用組合 その他
	預金種目　　１　普通　　２　当座
	支店番号　　口座番号
	口座名義人（カタカナ）

備考　口座名義人は、請求者本人としてください。

第８号様式（第１３条関係）

尾張旭市マンホール広告掲載料等還付審査結果通知書

第　　号
年　　月　　日

様

尾張旭市長

年　　月　　日付けで申請のあったマンホール広告の掲載料等の還付請求について、尾張旭市マンホール広告取扱要領第１３条第４項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　決　定　区　分　　□　還付する
□　還付しない
理由

２　そ　　の　　他

第９号様式（第１５条関係）

尾張旭市マンホール広告掲載一時停止通知書

第　　号
年　　月　　日

様

尾張旭市長

年　　月　　日付け　第　号で通知した尾張旭市下水道マンホール広告掲載通知について、尾張旭市マンホール広告取扱要領第１５条第２項の規定により、次のとおり通知します。

記

１　掲 載 箇 所

２　掲載停止期間　　年　　月　　日 から　　年　　月　　日

３　停 止 の 理 由

４　そ　　の　　他

第１０号様式（第１６条関係）

尾張旭市マンホール広告掲載決定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様

尾張旭市長

年　　月　　日付け　第　号で通知した尾張旭市下水道マンホール広告掲載通知について、尾張旭市マンホール広告取扱要領第１６条第２項の規定により、次のとおり通知します。

記

１　掲 載 箇 所

２　掲載取消期間　　通知日から　　年　　月　　日

３　取 消 の 理 由